

宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃の廃止決定に係る宮崎地方労働審議会の
意見に関する公示

宮崎労働局一般公示第 4 号

令和 4 年 3 月 1 4 日宮崎地方労働審議会から宮崎県婦人既製洋服製造業最低
工賃の廃止決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和 4 5 年法
律第 6 0 号）第 9 条第 1 項の規定により、その要旨を別紙のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の廃止決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者
は、家内労働法第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 2 9 日までに宮崎
労働局長（宮崎市橘通東 3 丁目 1 - 2 2）あて別紙様式により異議申出をされ
たい。

令和 4 年 3 月 1 4 日

宮崎労働局長 田中 大介



別紙

次の宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃を廃止決定の官報公示の前日限り廃止すること。

- 1 適用する家内労働者
宮崎県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額
ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さの作業を行う場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げ、10銭未満の端数は四捨五入するものとする。

工 程	規 格	金 額
①身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチ間隔に5針以上	1か所につき 7円50銭
②身返し星入れ	針目が3センチ間隔に3針以上	10センチにつき 7円50銭
③そで口裏まつり	針目が3センチ間隔に7針以上	10センチにつき 9円10銭
④すそまつり	針目が3センチ間隔に4針以上	20センチにつき 15円00銭
⑤スナップ付け	1センチ型	1組につき 15円00銭
⑥かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 18円10銭
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 15円00銭
⑦ボタン付け	18ミリ以下、2つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	1個につき 6円10銭
	20ミリ以上、4つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	1個につき 7円50銭
⑧鎖糸セツパ付け	糸ループの長さ1センチ	1か所につき 2円30銭
⑨ベント止め		1か所につき 3円10銭
⑩ブリーツしつけ		1か所につき 3円10銭
⑪つけそでくるみ半月型パット付け(セツパ付けのものを除く。)		1組につき 29円90銭
ジャケット又はブレザーの糸くず取り(糸切りを含む。)		1着につき 15円00銭

- 4 効力発生の日 法定どおり

別紙様式

異 議 申 出 書

令和4年3月14日貴殿が公示した、宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に係る宮崎地方労働審議会の意見について異議があるので、家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 4年 月 日

申出者
住 所
氏 名

宮崎労働局長 田中 大介 殿